発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年６月17日
【発行者の名称】	北海道歯科産業株式会社 （Hokkaido Shika Sangyo Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役　山田 哲哉
【本店の所在の場所】	札幌市白石区菊水上町二条四丁目36番77
【電話番号】	011-813-5556
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　神谷 康弘
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番８号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	北海道歯科産業株式会社 https://www.hokusan-kk.co.jp/ 株式会社　東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３　４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第72期	第73期	第74期
決算年月		2024年３月	2025年３月	2026年３月
売上高	(千円)	4,834,123	4,548,927	4,763,002
経常利益	(千円)	90,986	65,398	76,227
当期純利益	(千円)	59,815	80,548	63,387
資本金	(千円)	24,000	24,000	24,000
発行済株式総数	(株)	4,800,000	4,800,000	4,800,000
純資産額	(千円)	683,491	761,639	823,827
総資産額	(千円)	1,413,907	1,349,814	1,512,999
１株当たり純資産額	(円)	142.39	158.67	171.63
１株当たり配当額	(円)	0.50	0.25	0.50
１株当たり当期純利益	(円)	12.46	16.78	13.21
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	－	－	－
自己資本比率	(%)	48.3	56.4	54.4
自己資本利益率	(%)	9.1	11.1	8.0
株価収益率	(倍)	8.43	6.26	7.95
配当性向	(%)	4.0	1.5	3.8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	98,892	99,454	△25,867
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△23,563	△31,387	△23,701
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△73,879	△69,729	△3,180
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	183,348	181,686	128,936
従業員数 [ほか、平均臨時雇用人員]	(名)	56 [25]	55 [23]	52 [23]

（注） １．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
４．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を[ ]外数で記載しております。

２ 【沿革】

当社は、1946年(昭和21年)創業者　高島正二が旭川市に「高島歯科商会」を創業し、歯科医院や歯科技工所に向けて歯科器械や歯科材料の販売を始めたことからスタートしました。６年後の1952年(昭和27年)に法人化し「北海道歯科産業株式会社」を設立。その後、旭川市のみならず札幌市、岩見沢市、帯広市、北見市、釧路市、函館市、苫小牧市の道内主要都市に営業拠点を展開し事業を拡大。その間の2003年には本店を旭川市から札幌市に移転、2011年には商品センターを開設、2016年には不動産事業部（現　開業・承継支援室）を開設しました。2020年11月には東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場し、2026年は創業80周年を迎えております。

当社設立の経緯及び現在までの経緯は、次のとおりであります。

年　月	沿　革
1946年10月(昭和21年)	高島正二が旭川市３条通６丁目左２号に「高島歯科商会」を創業
1952年04月(昭和27年)	高島歯科商会を法人化し、「北海道歯科産業株式会社」を設立
1957年04月(昭和32年)	札幌市中央区北２条西３丁目に札幌営業所を開設
1959年06月(昭和34年)	資本金を400万円に増資
1959年07月(昭和34年)	資本金を600万円に増資
1964年09月(昭和39年)	札幌市中央区南８条西２丁目に札幌営業所を新築移転
1966年09月(昭和41年)	資本金を1,200万円に増資
1969年05月(昭和44年)	本店を旭川市２条通12丁目に移転
1971年09月(昭和46年)	本店を旭川市２条通４丁目に移転
1972年05月(昭和47年)	札幌営業所を別法人の「株式会社北海道歯科産業」とする
1979年08月(昭和54年)	岩見沢市鳩が丘１丁目５番12号に株式会社北海道歯科産業岩見沢出張所を開設
1980年04月(昭和55年)	本店社屋新築の為、旭川市３条11丁目に移転
1980年07月(昭和55年)	資本金を2,400万円に増資
1980年08月(昭和55年)	旭川市２条通４丁目（現支店所在地）に本店社屋が落成
1990年08月(平成２年)	株式会社北海道歯科産業（札幌市）を吸収合併 合併に伴い、株式会社北海道歯科産業はそれぞれ北海道歯科産業株式会社札幌支店、北海道歯科産業株式会社岩見沢営業所とする
1993年04月(平成５年)	音更町木野大通東に帯広出張所を開設
1996年04月(平成８年)	北見市美山町に北見出張所を開設
2003年04月(平成15年)	札幌支店に本店を移転　従来の本店は旭川支店とする
2005年05月(平成17年)	本店を札幌市白石区へ移転
2006年10月(平成18年)	帯広出張所を帯広市へ移転し、帯広営業所とする
2010年11月(平成22年)	釧路市川上町に釧路出張所を開設
2011年11月(平成23年)	札幌市東区に商品センターを開設
2012年03月(平成24年)	函館市田家町に函館営業所を開設
2012年05月(平成24年)	北見出張所を北見市北斗町へ移転し、北見営業所とする
2012年12月(平成24年)	釧路出張所を釧路市城山へ移転し、釧路営業所とする
2015年10月(平成27年)	岩見沢営業所を廃止し本店に統合
2016年05月(平成28年)	不動産事業部を開設

年　月	沿　革
2017年02月(平成29年)	商品センターを札幌市白石区へ移転
2018年07月(平成30年)	苫小牧市しらかば町に苫小牧営業所を開設
2020年11月(令和２年)	株式会社 東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場
2020年12月(令和２年)	釧路営業所を釧路市昭和南へ移転
2021年03月(令和３年)	不動産事業部を開業・承継支援室に改称する
2021年09月(令和３年)	函館営業所を函館市石川町へ移転
2022年04月(令和４年)	北海道歯科産業株式会社として設立70周年を迎える
2026年(令和８年)	創業80周年を迎える
2026年03月(令和８年)	本店にコンタクトセンターを開設

３　【事業の内容】

当社は、「お得意様の繁栄に責任を持つ活動を展開する」、「自己の能力を最大化し、お得意様とともに成長できる環境を作る」、「商品と情報の提供を通じて地域歯科医療の発展に貢献する」ことを企業理念として掲げ、商品や情報・サービスの提供を通じて、お得意様の抱える様々な問題を解決すべく、北海道内の歯科医院、歯科技工所等への歯科器械や歯科材料等の卸売販売事業を中心に、歯科医療機器の修理・メンテナンス事業、歯科医療に関する講演会・セミナー事業、歯科医院の開業・承継支援事業等を展開しております。

（１）当社が取り扱う商品

当社の事業は、歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しておりますが、歯科医院や歯科技工所等で使用される医療機器や材料・薬品類のほぼ全てを取り扱っております。当社はメーカーではなく卸売業者のため、当社が製造販売している歯科医療機器はありませんが、当社が主に販売している商品は、次の５つの販売領域に区分されます。

①「歯科材料」（例：削った歯の補綴物（詰め物）の材料（金属除く）、薬品等）

人工歯

CAD/CAM用ブロック

根管充填材料

印象材

研削材及び研磨材

歯冠用グラスファイバー

縫合糸

グローブ

ホームホワイトニングのジェルとトレー

手指消毒剤

当社が取り扱う歯科材料は数万アイテムと非常に多岐にわたりますが、技術革新により開発された新素材を用いることで、歯科材料メーカーは従来にはなかった製品を販売できるようになりました。

CAD/CAM用ブロック（歯のかぶせ物や詰め物を作るための材料）については健康保険が適用される範囲の拡大を背景に、需要が拡大しております。これまで一部に限られていた使用範囲が広がったことで、患者様が比較的負担の少ない費用で、白い歯として治療を受けられる機会が増え、歯科医院での採用も進んでおります。また、これらの材料は見た目の自然さ（審美性）と、しっかり噛める機能性の両方を兼ね備えていることから、多くの患者様のニーズに応える製品として評価が高まっております。

これら新素材を使用した歯科材料の誕生と健康保険適用により、審美的な面はもちろん、金属アレルギーの患者様にも安心して使用することができるようになりました。当社ではこのような新商品を歯科医院に広く普及させるため、特定のメーカーに偏らない製品紹介はもちろんのこと、実際に歯牙模型等を用いて製品を使用していただく「ハンズオンセミナー」等も多数開催し、地域歯科医療の発展に貢献できるよう活動しております。

また、歯科疾患ではありませんが、歯を白くする治療「ホワイトニング」も注目を集めています。テレビや雑誌等で取り上げられることも多いこの「ホワイトニング」に使われる材料も、当社は販売しておりますが、当社では「ホワイトニング」を「歯科を受診するきっかけづくりのひとつ」と捉え、「ホワイトニング」を紹介するポスター等を独自に作成し、お客様である歯科医院内に掲示し、患者様に興味を持っていただく活動も行っております。

卸売業者である当社も、歯科医療のトレンドを汲み、メーカーとコミュニケーションを取りながら時代に合った歯科材料を市場に供給するよう努めております。

②「歯科器械」（例：歯科用ユニット、歯科用デジタルレントゲン撮影装置等）

歯科用ユニット エクシードTL

デジタル式歯科用パノラマ断層撮影
X線診断装置

デジタル印象採得装置（口腔内スキャナー）

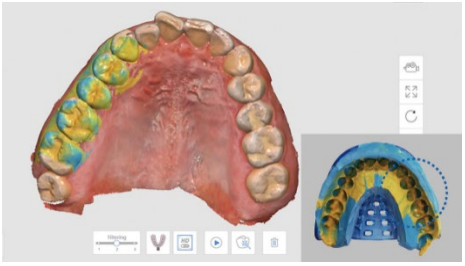

口腔内スキャナーで読み取った口腔内の状況

高圧蒸気滅菌器

ハンドピース

マイクロスコープ

炭酸ガスレーザー

歯科医療においては「治療」から「予防」にシフトしている現在、より患者様が来院しやすい環境づくりの一環として、当社はメーカーと協力して、デザイン性と機能性を兼ね備えた歯科用ユニット「ヨシダエクシードTL（テール）準PBユニット」の企画販売を行っております。本ユニットは、コンパクトで洗練された設計により院内空間に調和しやすく、患者様がリラックスして治療を受けられる快適性を追求するとともに、術者にとっても操作性や動線効率に優れた仕様になっております。これにより、診療の質と効率の両方に寄与する製品としてご提案しております。

このように当社は、単にメーカーから歯科器械を仕入れて販売するだけでなく、お取引先である歯科医院や、来院される患者様のニーズに応じた製品提案を、メーカーと共同して行っております。

レントゲン撮影機器に関しても、従来の２次元的なX線写真だけでなく、歯や骨の状態を立体的に把握できる３次元の断層撮影装置が主流となってきております。

また、歯科用CAD/CAM装置は、専用のカメラで口腔内の状態を読み取り、そのデータをもとにコンピューター上で詰め物や被せものを設計し、器械により自動的に制作することが可能な装置です。歯の部位によっては、健康保険が適用されることもあり、近年では導入が大きく進んでおります。

歯科医院様への丁寧なヒアリングからデモンストレーションまでを一貫して行い、各メーカーのレントゲン撮影装置や歯科用CAD/CAM装置の中から最適な機器をご提案できる点は、多様な製品を取り扱う当社の強みであります。

その他、手術用マイクロスコープやレーザー治療機等も歯科診療には欠かせない商品となりつつあります。なお、これら歯科器械を安心して使用していただけるように、当社ではメーカーを問わず納品後の定期点検や修理に対応する専門部署「カスタマーサポート室」を設けております。

③「歯科用金属」（例：上記①の補綴物（詰め物）の材料のうち、金属に関するもの）

歯科鋳造用12％金銀パラジウム合金（以下、「金パラ」という）

日本の歯科医療は、保険診療を中心に診療されていることから、被せ物や詰め物に健康保険適用の金属である金パラを中心とした金属が多く使用されております。先述のとおり、歯科医療は現在、できるだけ金属を使用しない「メタルフリー」の方向に進んでおり、メーカー各社の技術革新によりCAD/CAM冠をはじめとする金パラに匹敵する物理的性質の優れた次世代歯冠用素材が開発されるようになりました。

④「予防関連他」（例：歯ブラシや歯磨剤等のオーラルケア製品や歯科に関する講演活動等）

歯ブラシ

歯磨剤（歯磨きペースト）

フロス

歯間ブラシ

ホワイトニング

歯科医院の窓口では、必ずと言っていいほど歯ブラシや歯磨剤（歯磨きペースト）が販売されておりますが、一般消費者のほとんどの方は歯科医院以外のドラッグストア等で購入されているかと推察いたします。歯ブラシの2022年の出荷額は544億円に対して2023年の出荷額は609億円（出典：総務省　2024年経済構造実態調査（製造業事業所調査）　品目別統計表）と大幅に増加、歯磨剤の2025年度の出荷実績金額は前年実績比4.0％増の1,692億円（出典：日本歯磨工業会　2025年度（１～12月）歯磨出荷・輸出入統計）と、いずれも増加傾向にあります。

本来、歯ブラシは、その患者様に合ったものを使用すべきであり、その使用方法も歯科衛生士をはじめとするプロフェッショナルに指導を受けることが予防に繋がると考え、当社では「歯の予防関連製品は歯科医院で買おう」をキーワードに、歯科医院の窓口における予防製品のセールストレーニングや、患者様への告知ポスター・パンフレット等の作成も行っております。

⑤「修理その他」（例：歯科医療機器の修理・メンテナンス等）

歯科用ハンドピース　LUNASUS 1

カスタマーサポート室 修理風景

当社は、販売した歯科器械の修理やメンテナンスは、メーカーに頼らずに当社自身で行いたいと考えております。そのための部署として修理専門の部署「カスタマーサポート室」を設置しております。当該部署では、歯科医院内でのユニット等の修理はもちろんのこと、ハンドピースと呼ばれる歯を削るための道具についても、メーカー認定を受けた専任スタッフによる修理を行っております。

また、当社からメーカーに対して修理研修会等の開催を要請し、カスタマーサポート室以外の営業社員等への教育研修も実施し、歯科医院に定期訪問する営業社員も常に最新の知識を有してメンテナンスを実施しております。

（２）商品以外の付加価値「情報・サービスの提供」

当社はこれら５つの販売領域における歯科器械・歯科材料等の卸売販売やメンテナンスを通して、お客様に安心して歯科診療を行っていただける環境づくりに貢献しております。それ以外にも歯科医療に関して常に最新の情報を収集し、歯科医療従事者を対象にした講演会や勉強会を開催することにも注力しております。当社の企画する講演会等を受講されたお客様が多くの知識、技術を身につけていただくことで、地域の歯科医療がより良いものとなると考え、当社は地域歯科医療のニーズに合った情報を日々収集しております。

当社は「健口寿命推進プロジェクト」として高齢化社会を背景に、高齢者の健康寿命延伸への貢献を重要な社会的使命と捉え、口腔機能の維持・向上に関する取り組みを推進してまいりました。特に「口腔機能低下症」に対する理解促進と早期対応の重要性に着目し、重点施策として「口腔機能低下症セミナー」を2025年度は14回にわたり北海道内各地にて開催しております。

本セミナーでは、食べる・飲み込む・話すといった日常生活に係るお口の機能が低下することによる影響について、歯科医院での検査や早期発見の重要性について情報提供を行い、受診のきっかけとなる意識づくりを目的としております。また、セミナーにおいては、自身のお口の状態を簡単に確認できる診断機器「オラモ」の紹介も行っ

ております。「オラモ」は、いくつかの簡単な質問やチェックを通じて、食べにくさや、むせやすさ、話し辛さといった、お口の衰えのサインに気付くことができるツールであり、専門的な検査の前段階として、気軽に口腔機能の状態を“見える化”できる点が特徴です。これにより、患者自身の状態を把握し、必要に応じて歯科医院での検査やケアにつなげる重要性についての理解促進を図っております。

これらの取り組みにより、口腔機能低下症に対する認知の向上と予防意識の浸透が進み、歯科医院での検査・対応の促進につながるなど、地域における健康寿命延伸へ貢献しております。

ウェビナーを受講している様子

当社主催の講演会の様子

セミナーで紹介される診断機「オラモ」

（３）在庫商品の翌日配送を可能にする物流拠点「商品センター」

北海道内における当社の歯科機器・用品市場シェアは23.9％とトップシェア（出典:「アールアンドディ」北海道の歯科機器・用品市場:「歯科機器・用品年鑑2026年版」）となっており、歯科材料をはじめとする商品は全て「商品センター」に保管・管理されております。商品センターではおよそ48,000点（過去販売商品を含めた場合の取扱点数は70,000点）の在庫を管理し、北海道内のお客様からの注文に対しては翌日配送を基本に、速やかに対応できる体制をとっております。また、北海道内の同業者は営業社員が持参してお客様に商品を配送する方式を取っておりますが、当社では、商品の配送を外部の配送業者に委託することで、営業社員が配送に要する時間を省き、お客様のお困りごとといった相談や情報提供を含めた営業社員の提案活動の時間を創出し、より付加価値の高いサービス提供に努めております。

物流の拠点である「商品センター」内部

ハンディターミナルを用いて行う出荷業務

（４）宅地建物取引業者の登録を受けた歯科ディーラー

当社は、宅地建物取引業者の登録を受けた歯科ディーラーとして、開業や事業承継支援の専門部署「開業・承継支援室」を設置しております。勇退したい歯科医師と、開業したい歯科医師をつなぐ役割として、不動産物件の引受や紹介はもちろんのこと、歯科器械の撤去や入替、メンテナンス、改装プランのご提案等を含め、長年の業歴を活かしたサポートを行っております。

事業の系統図

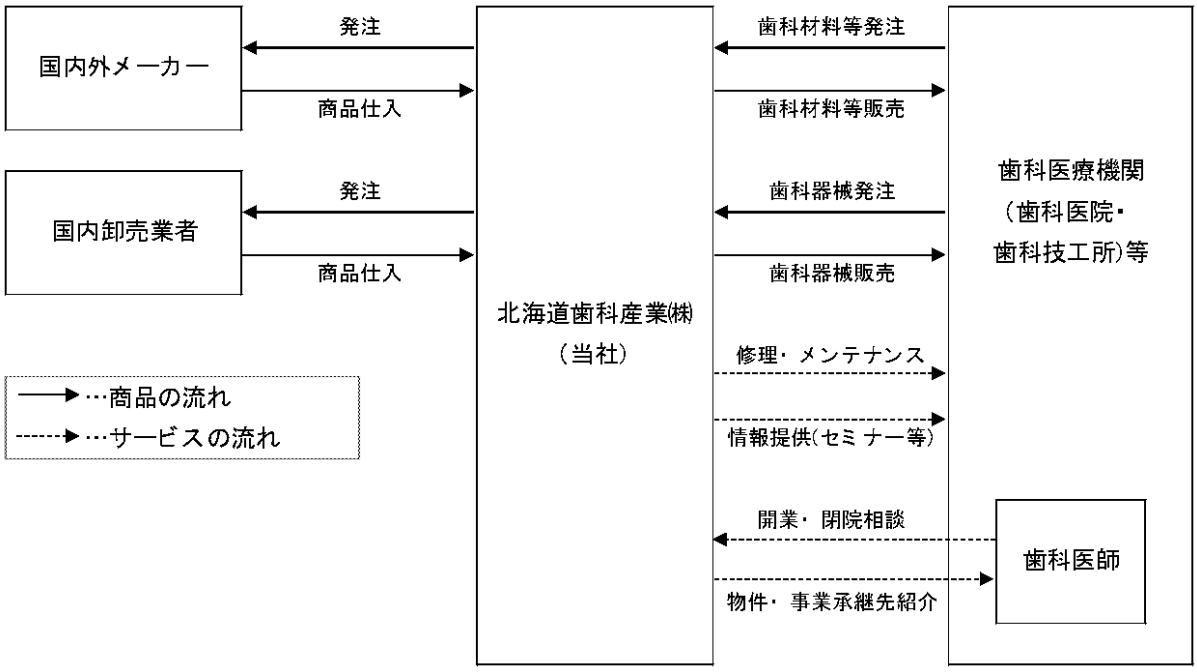

４ 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５ 【従業員の状況】

（１）発行者の状況

2026年３月20日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
52 [23]	42.8	9.7	4,702

（注）１．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を[ ]外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。
４．当社は歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

（２）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

（１）業績

当事業年度における我が国経済は、社会経済活動の正常化が進む中で緩やかな回復基調を維持したものの、原材料価格やエネルギーコストの高止まり、為替変動、地政学的リスクの影響により、依然として先行き不透明な状況が続きました。歯科医療業界においては、予防歯科への意識の高まりや自費診療ニーズの拡大を背景に一定の需要が維持されている一方、人材不足やコスト上昇、診療報酬改定への対応など、医療機関の経営環境は厳しさを増しております。また、歯科医師の高齢化に伴う閉院や事業承継ニーズの増加など、業界構造の変化も進行しております。

このような環境のもと、当社は従来の「モノを供給する商社」から「歯科医療の課題を解決するパートナー企業」への転換を推進してまいりました。その中核施策として、コンタクトセンターを中心とした顧客対応体制の再構築に注力し、電話・FAX・メール・LINEといった複数チャネルを統合した受注・問い合わせ対応の一本化を進めました。これにより、従来の営業個人に依存した対応から脱却し、迅速かつ均質なサービス提供を実現するとともに、顧客の利便性向上と対応品質の標準化を図りました。

さらに、コンタクトセンターを単なる受注窓口にとどめることなく、顧客接点の起点として位置付け、問い合わせ内容や受注データの蓄積・分析を通じて、営業活動や提案機能へのフィードバックを行う仕組みを構築しました。これにより、顧客ニーズの可視化と提案精度の向上を実現し、組織全体で価値提供を行う体制へと進化を図っております。また、受注プロセスの標準化・効率化や業務のデジタル化を推進することで、生産性の向上と持続可能な事業運営基盤の強化にも取り組みました。あわせて、展示会や各種セミナーの開催による情報提供機会の創出、予防歯科および自費診療領域における提案活動の強化など、商品と情報を組み合わせたサービス展開を推進してまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は4,763,002千円（前期比4.7％増）、営業利益は57,928千円（同12.8％増）、経常利益は76,227千円（同16.6％増）、当期純利益は63,387千円（同21.3％減）となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ52,749千円減少し、128,936千円となりました。

当事業年度に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は25,867千円（前期は99,454千円の獲得）となりました。これは主に税引前当期純利益76,311千円、減価償却費14,925千円の計上、及び仕入債務の増加134,299千円があった一方で、売上債権の増加175,648千円、棚卸資産の増加23,786千円及び法人税等の支払額52,543千円があったことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は23,701千円（前期は31,387千円の支出）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出18,039千円、有形固定資産の取得による支出11,749千円があった一方で、投資有価証券の売却による収入4,000千円があったことなどによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は3,180千円（前期は69,729千円の支出）となりました。これはリース債務の返済による支出1,980千円、配当金の支払による支出1,200千円によるものであります。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

当社は卸売販売事業を営んでいるため生産・受注の実績はありません。このため、仕入、販売実績のみを記載しております。

また、当社は歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

（１）仕入実績

項目	仕入高(千円)	前期比(%)
歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業	4,054,257	6.0

（注）金額は、仕入価格によっております。

（２）販売実績

当事業年度における販売領域ごとの販売実績を示すと、次のとおりであります。

販売領域	販売高(千円)	前期比(%)
歯科材料	1,720,846	0.7
歯科器械	1,342,596	△3.5
歯科用金属	1,125,330	24.4
予防関連他	254,036	△5.0
修理その他	320,193	15.9
合計	4,763,002	4.7

３ 【対処すべき課題等】

（１）人材の確保及び育成について

当社では、営業社員が歯科医院や歯科技工所などを訪問し、現場が抱える様々な課題を分析し、それらを解決するための情報提供を行うことを営業活動の主軸としております。そのため、人材の確保は事業継続において極めて重要な課題であります。

また、人材育成においては、顧客から相談される「顕在化した課題」の解決だけでなく、営業活動を通じて「顧客自身も気づいていない潜在ニーズ」を把握し、最適な提案ができる社員を育成することを重視しております。

歯科医療機器や歯科材料は日々進化しているため、社員の商品知識向上を目的とした勉強会を毎週開催しております。さらに、商品知識だけでなく、購買履歴などの販売データを活用した提案活動や、診療報酬改定をはじめとする歯科業界の最新動向など「商品以外の重要な情報」の提供にも積極的に取り組んでおります。

特に近年は、デジタル化・AI化への対応を重点課題として位置付けております。CT（コンピューター断層診断）を中心とした３D画像システム、歯科用CAD/CAM（コンピューターを使った歯科材料の設計、製造をするためのシステム）や３Dプリンターなどに関する講演会やセミナーなどを企画・開催し学びながら、より良い歯科医療の実現に努めております。

（２）歯科医療機器のメンテナンス及び修理体制の充実について

当社では、歯科医療機器の修理専門部署として「カスタマーサポート室」を設置し、機器の不具合に迅速に対応できる体制を整えております。

営業エリアが広い北海道において、迅速な修理対応は、道内７拠点を展開する当社の重要な役割であると考えております。特に歯科用ハンドピースについては、メーカーと協力のもと、全国に先駆けて修理の内製化を実現しており、修理期間の短縮による顧客利便性の向上に取り組んでおります。

一方で、歯科医療機器の修理・メンテナンス技術は短期間で習得できるものではありません。そのため、営業社員についても、簡単な修理や調整に現場で対応できるよう、メーカー主催の修理技術研修への参加を進めるなど、修理技術の向上を社員教育の重要な柱としております。今後も「当社が販売した機器は、当社でメンテナンスする」という考えのもと、修理体制のさらなる充実を図り、顧客が安心して診療できる環境づくりに努めてまいります。

（３）商品センター及びコンピュータシステムの管理について

当社の運営する商品センターでは、約４万点を超える商品在庫を保有し、歯科医院様、歯科技工所様からの日々の注文に対して、正確かつ迅速な配送体制を構築しております。

また、新製品情報を常に収集し、推奨商品のラインナップ拡充に努めるとともに、過去の出荷実績などを基に欠品防止にも取り組んでおります。

これらの受発注管理、在庫管理や出荷管理は、2025年末に運用を開始した、当社が開発した販売管理システムによって運用されております。現在は、より適切な在庫管理と、さらに迅速・正確な配送体制の実現を目的として、販売管理システムのブラッシュアップを進めております。

商品センター内は、近年の気候変動による夏期の猛暑、冬期の寒さを解消するため、2025年末より新たに冷暖房設備を設置し、労働環境の改善を図るとともに、高温や低温による商品への悪影響を防止し、品質の維持に努めております。

（４）Web注文システムの構築について

Web通販は広く普及しておりますが、歯科医療機器や歯科材料を扱う当社においては、販売時に適切かつ十分な商品説明を行う事が重要であると考えております。

特に、患者様の口腔内で使用される材料を多く取り扱うことから、慎重な対応が求められます。一方で利便性を重視する顧客ニーズにも対応するため、安全性と適切な情報提供を重視しながら、歯科材料のWeb注文システムの構築を進めてまいります。

（５）地域歯科医療の活性化について

日本では高齢化が進む中、歯科医師の高齢化も進行しており、後継者不足や事業承継の困難さから閉院する歯科医院が増加しております。

地域の歯科医院が閉院すると、患者様が遠方まで通院しなければならなくなる可能性があり、高齢の患者様にとって大きな負担となります。

当社では、こうした課題に対応するため、歯科医院の事業譲渡支援や、承継を希望する歯科医師の紹介などを通じて、地域医療の維持に努めてまいります。また、歯科医療従事者の人材紹介・斡旋についても、今後需要の拡大が見込まれることから、事業化を視野に検討を進めております。

さらに、一般市民向けの公開講座を開催し、最新の歯科医療情報を広く発信するとともに、歯の健康の重要性を啓発することで、治療だけではなく予防のための歯科検診の受診促進にも積極的に取り組んでまいります。

（６）一般消費者に向けた情報提供について

厚生労働省や日本歯科医師会により推進されている「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という「8020（ハチマルニイマル）運動」に関して、歯科医療に関わる当事者として、より多くの人々に歯の健康を守ってもらうためにも、一般消費者に向けた情報提供が必要と考えております。例えば、歯を失う二大原因はむし歯と歯周病であり（厚生労働省　生活習慣病予防のための健康情報サイト「歯の喪失の原因」参照)、このうち歯周病の代表的な症状でもある「歯肉出血」を有する人の割合は、15歳以上の年齢階級で30％を超え、30歳以上55歳未満で40％を超えている（出典：厚生労働省「平成28年　歯科疾患実態調査」）なかで、多くの人は多少歯が痛くなっても、歯科医院へ通院される人は少ないと考えます。歯を失うリスクや歯科医院を身近に感じてもらうためにも一般消費者を対象とした公開講座を開催することで、最新の歯科医療情報を広く世間に知らしめ、一人ひとりに歯の大切さを実感いただき、少しでも多くの人々が歯科医院や歯科の定期検診を受診するような活動を積極的に進めてまいります。

（７）コスト意識の徹底について

当社は、北海道内において札幌、旭川、帯広、北見、釧路、函館、苫小牧の７営業所を展開しております。

2026年度も、社内体制の充実を図るとともに、役職員一人ひとりのコスト意識を高め、経費削減と収益力向上に努めることで、さらなる利益確保を目指してまいります。

４ 【事業等のリスク】

当社の経営成績、財務状況等、事業展開などに影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものでありますが、当社の業績に関する全てのリスクを網羅するものではありませんのでご留意ください。

（１）販売業等の許可等について

当社の販売する歯科材料や歯科用機械器具類は、人の口腔内疾患の診断、治療若しくは予防等に使用されるため、開発・製造段階から流通（販売後）に至るまで、細部にわたって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という）の規制を受けており、法によって医薬品や医薬部外品、医療機器等に分類されます。

これら商品を医療機関に販売するためには、販売業許可を受ける必要がありますが、この許可要件としては、申請者に欠格要件が無いことや資格を有する管理者を営業所ごとに確保配置することが必要になります。

また、当社が展開する開院・閉院支援事業の活動における不動産仲介においては、宅地建物取引業者免許証を都道府県知事より受ける必要があり、こちらの許可要件も、申請者に欠格要件が無いことや専任の宅地建物取引士を確保配置することが必要となります。

また、上記許可等の有効期間は、医薬品販売業が６年、高度管理医療機器等販売業賃貸業許可が６年、医療機器修理業許可が５年、宅地建物取引業者が５年であり、法令で定める許可要件を満たさなくなった場合には、許可の取り消しがなされる可能性がありますが、本書公表日現在において、その継続に支障をきたす要因は発生しておりません。

当社では、当該許可等の継続は事業にとって最重要課題の一つとして認識をし、当該許可等の取り消しとならないよう法令を遵守し、公正に行動してまいりますが、将来何らかの理由により当該許可等が取り消され、又は、更新が認められない場合、もしくは、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後制定された場合には、当社の事業の継続、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取り消しという行政処分が下される可能性があり、万一、当該基準に抵触することがあれば、当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

（２）品質及び安全性について

当社では「医薬品医療機器等法」やその他規制要求事項を遵守し、適切な品質管理を行っておりますが、当社が販売する医薬品や医薬部外品、医療機器等の使用によって、保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがある場合には、これを防止するために、商品の自主回収、廃棄、販売の停止、情報の提供等必要な安全確保措置を講じなければなりません。

その結果によっては当社が販売する商品の品質及び安全性に対する信用を損ない財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（３）法規制又は訴訟について

当社の事業は、医薬品医療機器等法、不当景品類及び不当表示防止法、医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約、宅地建物取引業法、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律、不動産の表示に関する公正取引規約、借地借家法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、その他にも様々な法規制に関連しております。当社では法令遵守をはじめコンプライアンスを常に考慮した経営に努めておりますが、意図せざる理由により法令違反又は訴訟提起等が生じた場合、その結果によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（4）知的財産について

当社は、第三者の知的財産権を侵害しないように、また当社の知的財産権が第三者に侵害されないように、知的財産権保護のための体制を整備しております。しかしながら、第三者から知的財産権の侵害を理由とする訴訟提起や、また第三者から知的財産権の侵害を受ける可能性を排除することは不可能であるため、このような事態が生じた場合、その結果によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（5）人材の確保及び育成について

当社が安定的な成長を図るためには、優秀な人材の確保及び社内人材の育成が重要な課題であり、採用による人材の獲得を積極的に行っております。当社の活動について、歯科器械・歯科材料等の商品知識はもちろんのこと、顧客対応能力、数値分析能力、仕入先等との折衝能力、経営分析能力などが必要なことから、教育カリキュラムを整備し、新人から一般、幹部層においてそれぞれの段階で必要な知識を習得できる体制を構築することで、優秀な人材育成に努めてまいります。それらの教育が行き届かないことによる社員の質の低下は、事業活動において将来の幹部候補等の人材不足を生み出し、当社の事業活動、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

（6）小規模組織であることについて

当社は、比較的小規模な組織であることから、内部管理体制もそれに応じたものとなっており、特定の個人に業務を依存している場合があります。当社は、今後のさらなる事業拡大に応じた人員増強をはじめ、権限移譲や業務の定型化、代替人員の確保に努める方針ですが、人員増強等が予定どおり進まなかった場合や特定の役職員が社外流出した場合には、規模に応じた内部管理体制が構築できない可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（7）医療保険制度の動向について

当社の取扱製品・商品は、歯科医療に直接・間接的に使用されますが、国内における歯科医療はその大半が健康保険による診療となるため、診療報酬の引き下げ等が起きた場合に備え、医療保険制度の動向に関して、日ごろより情報収集に努め、代替手段の検討や新たな収入源となるような手技を紹介するセミナーの開催等を積極的に行うことで、歯科医院等の業績向上に協力してまいります。しかしながら、医療保険制度の大幅な変更があった場合、患者様の通院機会減少等の影響により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（8）市場のグローバル化及び他業種の市場参入について

日本の歯科市場はアメリカ、欧州に並ぶ大市場であり、中国を中心とするアジア市場の成長性を考えた場合、欧米の材料・機器メーカーにとって、日本を含むアジア市場は、世界で最も有望な市場としてとらえることができます。世界的には、すでに欧米企業主導の市場再編の動きが活発化してきており、これらは欧米メーカーの世界戦略、とりわけ対日本・対アジア戦略の一環として認識する必要があります。

これまで日本市場は、世界的に見ても特殊な健康保険制度や複雑な流通機構の影響もあり、外資の影響は比較的少なかったといえますが、2016年には世界最大の歯科ディーラーが日本法人を設立し市場に参入するなど、市場のグローバル化に伴い、国際的な競争にさらされることになります。また近年では、国内IT企業による同業者の買収が相次ぎ、今後ゲームチェンジャーとなりうることが予想されます。

当社は商品販売活動のみならず、顧客対応活動に付加価値をつけることを念頭におき、お客様のニーズに合った提案を続ける一方、当社の規模の優位性を活かし、当社専売品を増やすよう仕入先メーカーと交渉し、販売価

格競争の影響を受けない体質を強化してまいります。

しかしながら、国内市場においても、事業会社の吸収合併などによる再編や、北海道外の事業者が北海道に進出し、また他業種から参入した場合に、各社シェア拡大のために当社の想定を超える販売価格競争の激化が引き起こされることが要因で、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（９）Web通信販売の普及について

昨今のWeb通信販売の普及により、歯科材料に関しても専門の事業者がWeb通信販売事業を展開しております。当社は、歯科医院訪問や電話による営業のみならず、今後Web注文システムを構築し、Web通信販売の利便性と対面営業での細やかな顧客対応の双方を実現できるハイブリッド型スタイルを推進し、他の歯科ディーラーとの優位性確保に努めてまいります。今後、Webを利用した販売事業者の更なる台頭により、多くの歯科医院が当該サービスを利用することになった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 商品センターの閉鎖又は操業停止に関するリスク

当社では、地震や火災などの災害を想定した訓練の実施や必要な備蓄を進めるほか、パンデミックによる感染症の拡大防止のための様々な対応・対策の実施、商品センターの操業に関わる関連法令・規制の遵守など、有事の際に被害を最小限に抑えるためのリスク低減に努めております。

しかしながら、想定を超える自然災害、火災、国際紛争による物資、商品の供給停滞、その他の人災及び新型ウイルス等の感染症の拡大により当社の商品センター、設備等が閉鎖又は操業停止を余儀なくされた場合、当社の財政状態及び経営成績に対して深刻な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害、感染症等のリスク

地震、風水害などの自然災害により本社や商品センター及び支店、各営業所と従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、大規模停電、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社に直接又は間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、新型ウイルスなどの感染症拡大のみならず、細菌、ウイルスによる伝染病が蔓延するといった感染症リスクが高まり、政府や地方公共団体による外出自粛要請等により、取引先医院の閉鎖や来院者の減少などの事態が広範囲かつ長期化した場合、当社の歯科器械・歯科材料の販売が減少し、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

自然災害や重篤な感染症等が発生、国際的な紛争が勃発した場合、当社が取り扱う商品の仕入先の生産工場、生産国などの生産活動が低迷、あるいは停止により、薬品や製品製造のための原料入手が困難になり、商品供給不足や仕入価格の高騰、特定商品の欠品による機会損失が発生し、売上高が減少する可能性があります。同種商品の仕入れ先の分散化、商品生産国の一極集中を避ける代替手段がある一方で、大量仕入れによるコスト削減メリットが低下するというリスクが発生することから、双方のメリット、デメリット及び費用対効果を勘案しながら本件対策については慎重に検討してまいります。

以上のように自然災害、感染症等のリスクに対して、当社としては必要な対策を講じてはおりますが、想定を超える自然災害や感染症の拡大による商品供給不足や仕入価格が高騰した場合、取引先医院閉鎖の長期化及び患者数激減による取引先医院の経営悪化、当社社員の感染症発症及び社内へ感染拡大した場合には、取引先医院に対する受注・営業活動が停止し、当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(12) ネットワークセキュリティ対策について

当社はネットワークへのセキュリティ対策を実施しておりますが、コンピュータウイルス等の侵入やハッカー

等による妨害の可能性が全く排除されている訳ではありません。昨今はAIによるプログラム解析が進み、ハッキングのリスクが高まっています。万が一、これらの被害にあった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) システム障害について

当社では、顧客情報、取扱商品情報（単価・在庫数量等)、見積や請求、売上や仕入、その他経理・財務業務等の多くをコンピュータシステムで管理・運営しております。特に販売管理システムは、当該システムの安定稼働のため、2021年度より社内にシステムエンジニアを擁するDX推進室を設置し、新規の基幹システムの検討・構築を進めた結果、2025年11月より新基幹システムを稼働いたしました。当該システムにトラブルが発生した場合には、速やかにトラブル発生の原因究明を行い継続稼働できる体制を構築しております。また、随時バックアップによりデータを保護しておりますが、当該システムの障害、大規模広域災害、もしくはコンピュータウイルス侵入による影響等により、システム及びデータベース使用が中断もしくは使用不能となった場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 物流業者の値上げについて

当社は営業車両を多数保有し、ガソリン燃料を使用しております。また、商品配送のほとんどを外部物流業者に委託しております。中東情勢並びにウクライナ情勢により原油価格の高騰が続き、ガソリンなどの価格が高騰した場合、燃料コストが増大します。物流に関しては、リスク分散の観点からも各社との良好な取引関係の維持に努めると共に、その他の配送業者との関係構築も常に模索しておりますが、今後、既存物流業者各社からの大幅な送料の値上げ要請があった場合、燃料コストの増大同様、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、営業社員のテレワーク体制が出来ております。燃料費の高騰が続く場合は一定期間のテレワーク体制を取り、車両の稼働をストップすることなどで、燃料コスト削減に努めます。また、配送コストについては、お客様に対してまとめ受注や決まった曜日にのみ配送することをお願いすると共に、発送においては複数口を１個口にまとめて梱包する等、コスト削減に努めます。

(15) J－Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J－Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J－Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ－Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ－Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り１か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J－Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する１か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ－Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J－Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J‐Adviser契約上の義務＞

・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと

・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること

・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ－Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後１年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第２条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（ａ）及び（ｂ）に定める書面に基づき行うものとする。

（ａ）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ　法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ　産競法第２条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ　私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ｂ）本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、

法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

ｃ　当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、当社が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）当社が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

ｂ　当社が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　当社が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ　会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ　非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ　会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ　他の者への事業の譲渡、ⅵ　非上場会社との業務上の提携、ⅶ　第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ　その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

ｂ　当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

当社が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d　TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を１株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

なお、本発行者情報公表日時点において、J‐Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

５　【重要な契約等】

該当事項はありません。

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

当事業年度末における、資産、負債及び純資産の状況は、次の通りであります。

（資産の部）

当事業年度末における総資産の残高は1,512,999千円（前事業年度末比163,184千円増加）となりました。流動資産は1,215,878千円（前事業年度末比144,525千円増加）となり、これは主に流動資産に含まれる売掛金が175,648千円増加し、現金及び預金が52,705千円減少したことによるものです。固定資産は297,120千円（前事業年度末比18,658千円増加）となりました。これは主にソフトウエアが72,978千円増加し、ソフトウエア仮勘定が60,258千円減少したことによるものです。

（負債の部）

当事業年度末における負債の残高は689,171千円（前事業年度末比100,996千円増加）となりました。流動負債は643,626千円（前事業年度末比96,625千円増加）となり、これは主に買掛金が134,299千円増加し、未払法人税等が26,791千円、未払金が7,378千円減少したことによるものです。固定負債は45,545千円（前事業年度末比4,370千円増加）となり、これは主に退職給付引当金が6,350千円増加したことによるものです。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産の残高は823,827千円（前事業年度末比62,187千円増加）となりました。これは当期純利益63,387千円の計上及び配当金の支払いによる減少1,200千円により、利益剰余金が62,187千円増加したことによります。この結果、当事業年度末の自己資本比率は54.4％（前事業年度末比2.0ポイント減少）となりました。

（３）経営成績の分析

「１【業績等の概要】（１）業績」をご参照ください。

（４）経営成績に重要な影響を与える要因

「４【事業等のリスク】」をご参照ください。

（５）キャッシュ・フローの状況の分析

「１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第４ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資等の総額は、29,788千円であり、主に販売管理システム導入に伴う開発費計上によるものであります。なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。また、重要な設備の除却、売却はありません。

２ 【主要な設備の状況】

（１）発行者

2026年３月20日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
		建物	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	ソフト ウエア	合計	
本社・本店 (北海道札幌市白石区)	本社設備 本店設備	30,296	2,363	1,388	43,771 (721.60)	2,250	73,078	153,148	33
旭川支店 (北海道旭川市)	支店設備	17,703	—	40	4,866 (158.67)	—	—	22,610	4
帯広営業所 (北海道帯広市)	営業所 設備	—	—	0	—	—	—	0	2
北見営業所 (北海道北見市)	営業所 設備	—	—	0	—	—	—	0	2
釧路営業所 (北海道釧路市)	営業所 設備	—	—	0	—	—	—	0	2
函館営業所 (北海道函館市)	営業所 設備	—	—	0	—	—	—	0	2
苫小牧営業所 (北海道苫小牧市)	営業所 設備	—	—	0	—	—	—	0	2
商品センター (北海道札幌市白石区)	倉庫設備	10,509	—	682	—	—	100	11,291	5
駐車場 (北海道札幌市中央区)	賃貸 駐車場	—	—	—	15,539 (123.37)	—	—	15,539	—

（注）当社は、歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）子会社

該当事項はありません。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（2026年３月20日）（株）	公表日現在発行数（2026年６月17日）（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	19,200,000	14,400,000	4,800,000	4,800,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	19,200,000	14,400,000	4,800,000	4,800,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2019年11月７日(注)	4,752,000	4,800,000	―	24,000	―	―

（注）株式分割（１：100）によるものであります。

（６）【所有者別状況】

2026年３月20日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	1	―	4	―	―	25	30	―
所有株式数（単元）	―	1,440	―	8,070	―	―	38,490	48,000	―
所有株式数の割合(%)	―	3.0	―	16.8	―	―	80.2	100.0	―

（７）【大株主の状況】

2026年３月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合（％）
山田　哲哉	札幌市中央区	1,323,100	27.56
山田　由美子	北海道旭川市	370,500	7.72
株式会社ヨシダ	東京都台東区上野７－６－９	366,000	7.63
高島　健二	札幌市南区	337,000	7.02
山田　理乃	札幌市中央区	280,000	5.83
山田　理加	札幌市中央区	280,000	5.83
日新デンタル株式会社	東京都台東区上野３－６－６	213,000	4.44
三浦　康弘	札幌市西区	182,400	3.80
山田　美代子	北海道旭川市	146,000	3.04
株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西３丁目７	144,000	3.00
計	―	3,642,000	75.88

（注）株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

（８）【議決権の状況】

①　【発行済株式】

2026年３月20日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　4,800,000	48,000	―
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	4,800,000	―	―
総株主の議決権	―	48,000	―

②　【自己株式等】

該当事項はありません。

（９）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

２　【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

３ 【配当政策】

当社は、株主に対する公正な利益還元を経営上重要な課題として位置づけ、業績の向上に努めます。

また、経営基盤の強化及び事業の安定並びに事業展開に備えた内部留保の充実も勘案しつつ、株主への安定配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

当社は、直近の事業進捗及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、2026年３月期の期末配当は１株当たり50銭とさせていただきました。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開への備えに役立てていく方針であります。

なお、当社は、株主総会の決議により、毎年９月20日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2026年６月17日 定時株主総会決議	2,400	0.50

４ 【株価の推移】

（１）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第72期	第73期	第74期
決算年月	2024年３月	2025年３月	2026年３月
最高（円）	―	―	―
最低（円）	―	―	―

(注)最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年１月	2026年２月	2026年３月
最高（円）	―	―	―	―	―	―
最低（円）	―	―	―	―	―	―

（注）１．最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。
２．2025年10月から2026年３月の期間については、売買実績がありません。

５ 【役員の状況】

男性４名　女性－名（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	―	山田哲哉	1973年１月８日	1996年３月 2001年８月 2002年５月	㈱ヨシダ　入社 当社　入社 当社　代表取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	1,323,100
取締役	管理本部長	神谷康弘	1954年11月２日	1975年３月 1987年５月 1987年12月 1991年９月 1993年５月 1995年11月 2005年４月 2013年６月 2018年９月	ドリーム・フード㈱　入社 ㈱ルーバン　入社 ㈱トータルプランニング　入社 ㈱ヴィサージュ　入社 ㈱光ハイツ・ヴェラス　入社 同社　取締役就任 同社　執行役員就任 同社　常勤監査役就任 当社　取締役管理本部長就任(現任)	(注) 2	(注) 4	―
取締役	営業本部長	加藤貴幸	1975年８月10日	2001年８月 2005年４月 2009年４月 2010年４月 2012年４月 2015年４月 2019年５月	当社　入社 当社　北見営業所リーダー 当社　北見営業所サブマネージャー 当社　北見営業所所長 当社　道東エリア営業グループ担当兼北見営業所所長 当社　北見釧路営業エリアグループ担当マネージャー兼北見営業所長 当社　取締役営業本部長就任(現任)	(注) 2	(注) 4	24,600
監査役	―	小関健三	1971年10月26日	2001年４月 2001年７月 2007年６月 2013年７月 2016年４月 2018年９月	公認会計士登録 税理士登録 小関健三税理士・公認会計士事務所開設　同所所長(現任) 光陽商事㈱　代表取締役就任 公立大学法人旭川市立大学　教授(現任) 当社　監査役就任(現任)	(注) 3	(注) 4	―
計								1,347,700

(注) １．監査役　小関健三は、社外監査役であります。
２．取締役の任期は、2025年３月期に係る定時株主総会終結の時から2027年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
３．監査役の任期は、2023年３月期に係る定時株主総会終結の時から2027年３月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．2026年３月期における役員報酬の総額は39,000千円を支給しております。

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１） 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを業績目標の達成及び企業価値の極大化と健全性の確保を両立させるための企業活動を律する枠組みであり、経営上最も重要な課題の一つとして位置付けております。

株主、顧客をはじめ、従業員、取引先、債権者、及び地域社会全てのステークホルダーに対して社会的責任を全うすべく経営の意思決定と執行における透明性、公正性の確保、コンプライアンスの徹底に向けた監視・監査機能の強化を図るため、株主重視の公正な経営システムの構築とその適切な運営に努めております。

②会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

１）取締役会

当社は、経営の執行と監督・監視機能が十分発揮できるガバナンスシステムとして、監査役制度を設け、業務執行の迅速化を図れるよう、取締役、監査役の役割を明確化することで、監督機能の強化を図っております。

取締役の員数は、定款で５名以内と定められておりますが、本発行者情報公表日現在の員数は３名です。

取締役の株主総会における選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票にはよらない旨を定款に定めております。

取締役会は、原則として毎月１回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

取締役の任期は２年としております。

２）監査役

監査役の員数は、定款で２名以内と定められておりますが、本発行者情報公表日現在１名で、社外監査役であります。年間の監査計画に基づき業務監査と会計監査を実施するほか、監査役は取締役会に毎回出席し、取締役の業務執行監査及び経営状況の適切な監視を行います。

３）内部監査

代表取締役の直属機関として内部監査室（本発行者情報公表日現在１名）を設置し、内部監査室長は経営企画部長が兼務し、年間の内部監査計画に基づいて当社各事業所、部門の業務執行の適正性、妥当性について監査し、結果を代表取締役、監査役に報告するなど監査役をサポートする役割を担っております。また、経営企画部に対する内部監査は他部署が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。

４）会計監査

当社は監査法人ハイビスカスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128 条第３項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年３月期において監査を執行した公認会計士は御器　理人氏、首藤　明久氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士１名、その他１名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。

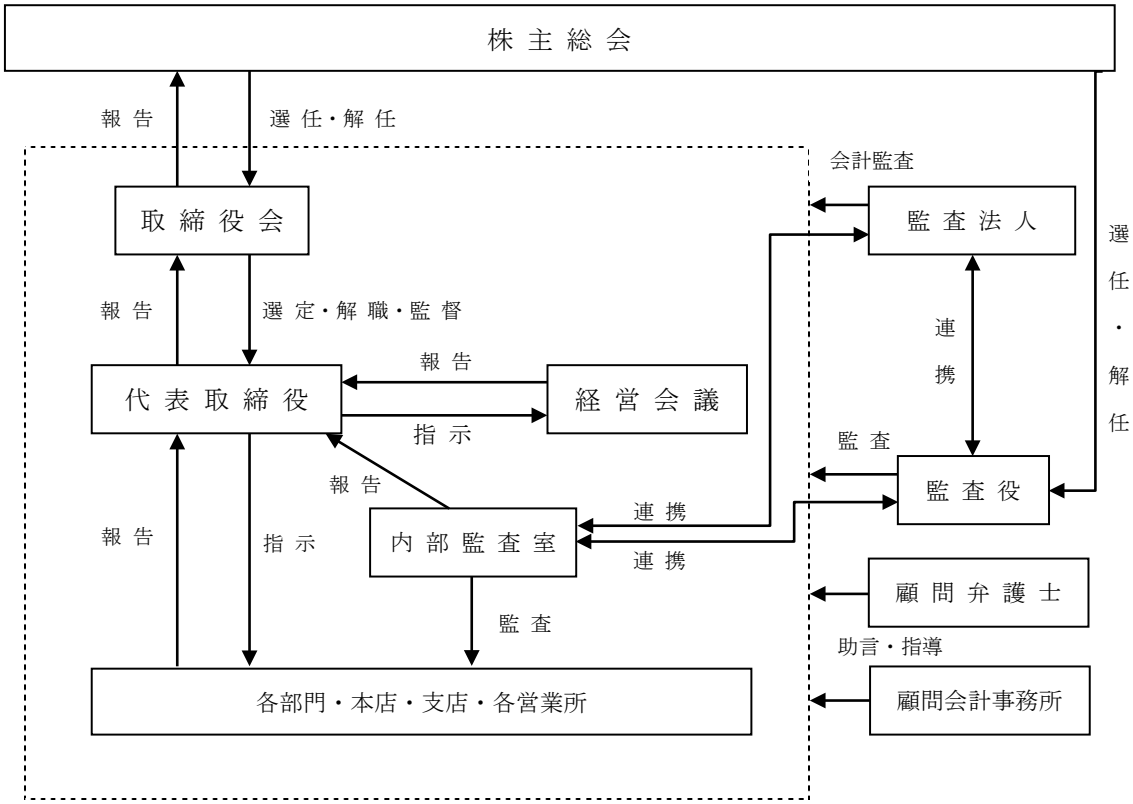

③内部統制システムの整備の状況について

１）取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a.　全ての取締役及び社員を対象とした「企業活動の原則」を定め、周知徹底を行う。

b.　全体の法令遵守体制の整備は管理本部が行い、各拠点、各部署が法令遵守を維持推進し、業務執行における法令遵守の状況を内部監査室が監査する体制を整備する。

c.　役員及び社員の職務の執行に必要な手続きについては、「組織規程」に業務分掌、職務権限、決裁手続等を規定する。

d.　法令遵守並びにコンプライアンスに関する教育研修を実施する。

e.　役員をはじめとして各拠点長等の経営幹部は社員に対し、日常の機会を捉えて法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営の周知徹底を行う体制を整備する。

f.　法令違反行為、不正行為を早期に把握し是正することにより違反行為及び事態の悪化を防止すること、並びに社員相互の牽制効果により法令違反行為自体の発生の予防に努める。

g.　反社会的勢力とは一切関係を持たないこと、並びに反社会的勢力からの不当要求に対しては断固としてこれを拒否し毅然とした態度で臨むことを、「反社会的勢力対策規程」に明記し、周知徹底を行う。

２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る各種の情報を適切に保存及び管理するために、「文書管理規程」他社内規程を整備し、周知徹底を行う。

３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a.　適切なリスク管理を行うため、「リスク管理規程」「倫理・コンプライアンス規程」「内部監査規程」等の社内規程を定めると共に、緊急的なリスクを検討すべき事項についてはリスク管理規程に則り緊急対策本部を設置する。

b.　取締役がリスク管理上の重要事項についての報告を適宜受けるための社内体制を整備する。

４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a.　各拠点長、部門責任者に対して経営戦略、経営課題に対する取組方針等についての周知徹底を行うため、経営会議を設置する。

b.　経営戦略、各部門予算、設備投資等の重要な経営課題については、経営会議にて検討した上で取締役会において決定する。

５）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「倫理・コンプライアンス規程」などを定め、周知徹底と実践運用を行う体制を構築する。また、これを維持向上させるため、当社の使用人に対する教育研修を行う計画を策定、実施する。使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確実にし、さらに、この体制を維持向上させるため、内部監査規程に準拠した内部監査、各拠点内監査を実施する。

６）監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

７）監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の任命、異動等人事に係る事項の決定には監査役の事前の同意を得る。

８）取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a.　当社の役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとし、報告者は、当該報告を行ったことにより、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

b.　当社の従業員は、コンプライアンスに関する相談又は法令・定款に違反する事実等の通報を行ったことにより、会社から、解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

９）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査が実効的に行われることを確実にするため、代表取締役、その他取締役と意見交換会を実施する場を設けると共に、内部監査室及び監査法人と監査計画、監査内容について、情報交換を行うなど相互連携を図るものとする。

④社外取締役及び社外監査役との関係について

当社では社外取締役を選任していませんが、社外監査役を１名選任しております。当社との人的関係、資本的関係、取引関係又はその他の利害関係はありません。当社の社外監査役は、公認会計士、税理士の資格を持ち、取締役会に出席し専門的な知識と経験から、客観的な意見を述べると共に、必要に応じて支店、営業所の往査に立ち会うなど、内部統制システムの運用状況監視に協力いただくことで、問題点解決の検討をすることとしております。

当社は、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第１項に基づき、取締役会の決議によって同法第423条第１項の取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の賠償責任を免除することができる旨を定款に定めております。但し、賠償責任の免除額は、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とする。

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外監査役との間において会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

⑤自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することが出来る旨を定款に定めております。

⑥株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行う事を目的とするものであります。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	38,400	38,400	—	—	3
社外監査役	600	600	—	—	1
計	39,000	39,000	—	—	4

（２）【監査報酬の内容等】

①　【監査法人に対する報酬の内容】

区　分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	7,000	―

②　【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③　【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④　【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社の事業規模の観点から合理的監査日数等を総合的に勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

第６　【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

（２）当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当事業年度（2025年３月21日から2026年３月20日まで）の財務諸表について、監査法人ハイビスカスの監査を受けております。

【財務諸表等】

（１）【財務諸表】

①　【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年３月20日）	当事業年度 （2026年３月20日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	381,780	329,075
売掛金	487,394	663,043
商品	155,228	179,026
貯蔵品	1,010	999
前払費用	8,220	4,991
未収還付法人税等	－	2,735
その他	38,280	36,139
貸倒引当金	△561	△132
流動資産合計	1,071,353	1,215,878
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	49,735	58,508
車両運搬具(純額)	4,709	2,363
工具、器具及び備品(純額)	4,596	2,112
土地	64,177	64,177
リース資産(純額)	4,050	2,250
有形固定資産合計	※　127,268	※　129,412
無形固定資産		
ソフトウエア	200	73,178
ソフトウエア仮勘定	60,258	－
無形固定資産合計	60,458	73,178
投資その他の資産		
投資有価証券	6,133	2,133
出資金	10	10
保証金	27,380	25,344
保険積立金	40,473	40,473
長期前払費用	507	256
繰延税金資産	13,172	23,265
その他	3,055	3,045
投資その他の資産合計	90,733	94,529
固定資産合計	278,461	297,120
資産合計	1,349,814	1,512,999

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年３月20日）	当事業年度 （2026年３月20日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	411,738	546,038
リース債務	1,980	1,980
未払金	50,067	42,688
未払費用	12,616	7,062
未払法人税等	27,333	542
未払消費税等	12,722	10,783
前受金	2,354	11,318
賞与引当金	19,003	18,386
その他	9,184	4,825
流動負債合計	547,000	643,626
固定負債		
リース債務	2,475	495
退職給付引当金	38,699	45,050
固定負債合計	41,174	45,545
負債合計	588,175	689,171
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,000	24,000
利益剰余金		
利益準備金	8,000	8,000
その他利益剰余金		
別途積立金	199,000	199,000
繰越利益剰余金	530,639	592,827
利益剰余金合計	737,639	799,827
株主資本合計	761,639	823,827
純資産合計	761,639	823,827
負債純資産合計	1,349,814	1,512,999

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年３月21日 至　2025年３月20日）	当事業年度 （自　2025年３月21日 至　2026年３月20日）
売上高	※１　4,548,927	※１　4,763,002
売上原価		
商品期首棚卸高	146,570	155,228
当期商品仕入高	3,826,492	4,054,257
合計	3,973,062	4,209,485
商品期末棚卸高	155,228	179,026
売上原価合計	3,817,833	4,030,459
売上総利益	731,093	732,542
販売費及び一般管理費	※２　679,742	※２　674,613
営業利益	51,350	57,928
営業外収益		
受取利息	131	1,082
受取配当金	363	273
受取手数料	11,744	16,059
その他	1,953	889
営業外収益合計	14,192	18,303
営業外費用		
社債利息	144	－
その他	－	4
営業外費用合計	144	4
経常利益	65,398	76,227
特別利益		
固定資産売却益	892	84
保険解約返戻金	63,434	－
特別利益合計	64,327	84
特別損失		
和解金	※３　5,000	－
固定資産除却損	－	0
特別損失合計	5,000	0
税引前当期純利益	124,725	76,311
法人税、住民税及び事業税	46,310	23,017
法人税等調整額	△2,133	△10,092
法人税等合計	44,177	12,924
当期純利益	80,548	63,387

③ 【株主資本等変動計算書】
前事業年度（自　2024年３月21日　至　2025年３月20日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	24,000	8,000	199,000	452,491	659,491	683,491	683,491
当期変動額							
剰余金の配当				△2,400	△2,400	△2,400	△2,400
当期純利益				80,548	80,548	80,548	80,548
当期変動額合計	－	－	－	78,148	78,148	78,148	78,148
当期末残高	24,000	8,000	199,000	530,639	737,639	761,639	761,639

当事業年度（自　2025年３月21日　至　2026年３月20日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	24,000	8,000	199,000	530,639	737,639	761,639	761,639
当期変動額							
剰余金の配当				△1,200	△1,200	△1,200	△1,200
当期純利益				63,387	63,387	63,387	63,387
当期変動額合計	－	－	－	62,187	62,187	62,187	62,187
当期末残高	24,000	8,000	199,000	592,827	799,827	823,827	823,827

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年３月21日 至　2025年３月20日）	当事業年度 （自　2025年３月21日 至　2026年３月20日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	124,725	76,311
減価償却費	10,354	14,925
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△6	△429
賞与引当金の増減額（△は減少）	△369	△616
退職給付引当金の増減額（△は減少）	8,224	6,350
受取利息及び受取配当金	△494	△1,355
支払利息及び社債利息	144	－
和解金	5,000	－
固定資産売却損益（△は益）	△892	△84
保険解約返戻金	△63,434	－
売上債権の増減額（△は増加）	102,909	△175,648
棚卸資産の増減額（△は増加）	△7,806	△23,786
前払費用の増減額（△は増加）	3,743	3,228
仕入債務の増減額（△は減少）	△94,530	134,299
未払金の増減額（△は減少）	11,215	△7,378
前受金の増減額（△は減少）	△4,244	8,964
未払消費税等の増減額（△は減少）	△2,472	△1,939
その他	△3,687	△7,520
小計	88,379	25,320
利息及び配当金の受取額	494	1,355
利息の支払額	△219	－
法人税等の支払額	△47,634	△52,543
和解金の支払額	△5,000	－
保険解約返戻金の受取額	63,434	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	99,454	△25,867
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△6,158	△11,749
有形固定資産の売却による収入	892	84
無形固定資産の取得による支出	△23,006	△18,039
投資有価証券の売却による収入	1,000	4,000
保証金の回収による収入	1,000	2,038
保険の積立による支出	△5,059	－
その他	△56	△36
投資活動によるキャッシュ・フロー	△31,387	△23,701

	前事業年度 （自　2024年３月21日 至　2025年３月20日）	当事業年度 （自　2025年３月21日 至　2026年３月20日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△5,000	－
リース債務の返済による支出	△2,329	△1,980
社債の償還による支出	△60,000	－
配当金の支払額	△2,400	△1,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	△69,729	△3,180
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,662	△52,749
現金及び現金同等物の期首残高	183,348	181,686
現金及び現金同等物の期末残高	※　181,686	※　128,936

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品　　主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

３．固定資産の減価償却方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以前に取得した建物（附属設備を除く）については旧定率法、2007年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び附属設備	８～50年
車両運搬具	５～６年
工具、器具及び備品	４～10年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア	５年

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

５．重要な収益及び費用の計上基準

当社は、歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業を行っているため、商品を顧客に引き渡し顧客が検収した時点で商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。一部の商品については、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

６．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当期に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌期に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（繰延税金資産の回収可能性）

1.　当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 （2025年３月20日）	当事業年度 （2026年３月20日）
繰延税金資産（純額）	13,172千円	23,265千円

繰延税金負債と相殺前の金額は23,574千円（前事業年度は13,172千円）であります。

2.　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰越税金資産は、将来発生し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち回収可能と判断される金額を計上しております。

②　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰越税金資産の回収可能性は、将来の事業計画を基礎とした将来の課税所得の見積りや未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に基づいて判断しております。

③　翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定は経営者の判断を伴うため、将来の課税所得や当事業年度の未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異の解消見込時期の見積りが予想と異なった場合、翌事業年度の財務諸表について重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表関係）

※　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2025年３月20日）	当事業年度 （2026年３月20日）
有形固定資産の減価償却累計額	116,971千円	122,787千円

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約からの生じる収益の金額は、「注記事項（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年３月21日 至　2025年３月20日）	当事業年度 （自　2025年３月21日 至　2026年３月20日）
給与手当	232,934千円	233,742千円
発送配達費	41,083千円	40,818千円
減価償却費	10,354千円	14,925千円
貸倒引当金繰入額	△6千円	△429千円
賞与引当金繰入額	45,306千円	47,481千円
退職給付費用	11,325千円	6,934千円
おおよその割合		
販売費	70.9％	69.9％
一般管理費	29.1％	30.1％

※３　和解金

当社が2023年9月11日において株式会社オールデンタルマートの株主である谷脇光弘氏より提起された株式譲渡契約に対する賠償等に関し和解が成立したことにより、当該和解金を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年３月21日　至　2025年３月20日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末 （株）
普通株式	4,800,000	―	―	4,800,000
合計	4,800,000	―	―	4,800,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月12日定時株主総会	普通株式	2,400	0.50	2024年３月20日	2024年６月13日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月11日定時株主総会	普通株式	1,200	0.25	2025年３月20日	2025年６月12日

当事業年度　（自　2025年３月21日　至　2026年３月20日）

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末（株）
普通株式	4,800,000	―	―	4,800,000
合計	4,800,000	―	―	4,800,000

2.　自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3.　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.　配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月11日定時株主総会	普通株式	1,200	0.25	2025年３月20日	2025年６月12日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年６月17日定時株主総会	普通株式	2,400	0.50	2026年３月20日	2026年６月18日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年３月21日 至　2025年３月20日）	当事業年度 （自　2025年３月21日 至　2026年３月20日）
現金及び預金	381,780千円	329,075千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△200,094千円	△200,138千円
現金及び現金同等物	181,686千円	128,936千円

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、本店における複合機（工具、器具及び備品）であります。

②リース資産の減価償却費の方法

重要な会計方針「３．固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1.　金融商品の時価等に関する事項

(1)　金融商品に関する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入によって行っております。なお、デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。リース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達に係る流動性リスクについては、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、また「リース債務」「保証金」については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(表示方法の変更)

前会計年度において記載しておりました「保証金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当会計年度より記載しておりません。この表示方法の変更を反映させるため、前会計年度についても記載を省略しております。なお、前会計年度の「保証金」の「貸借対照表計上額」は27,380千円、「時価」は17,580千円であります。

(※)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2025年３月20日)	当事業年度 (2026年３月20日)
非上場株式	6,133	2,133

(注)１．　金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年３月20日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	381,780	―	―	―
売掛金	487,394	―	―	―
合計	869,174	―	―	―

当事業年度（2026年３月20日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	329,075	―	―	―
売掛金	663,043	―	―	―
合計	992,118	―	―	―

(注) 2．　社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年３月20日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
リース債務	1,980	1,980	495	―	―	―
合計	1,980	1,980	495	―	―	―

当事業年度（2026年３月20日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
リース債務	1,980	495	―	―	―	―
合計	1,980	495	―	―	―	―

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、そのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として積立型の退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けており、この退職金に備えるため必要資金を内部留保しております。また、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

また、当社は中小企業退職金共済制度を2025年２月６日付で脱退しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年３月21日 至　2025年３月20日）	当事業年度 （自　2025年３月21日 至　2026年３月20日）
退職給付引当金の期首残高	30,475	38,699
退職給付費用	11,325	6,934
退職給付の支払額	△1,010	△583
制度への拠出額	△2,090	－
退職給付引当金の期末残高	38,699	45,050

（２）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（千円）

	前事業年度 （2025年３月20日）	当事業年度 （2026年３月20日）
積立型制度の退職給付債務	81,087	45,050
中小企業退職金共済制度給付見込額	△42,388	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	38,699	45,050
退職給付引当金	38,699	45,050
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	38,699	45,050

（３）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　前事業年度　11,325千円　　当事業年度　6,934千円

３．確定供出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度　2,884千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年３月20日）	当事業年度 （2026年３月20日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	13,235千円	15,796千円
賞与引当金	6,499千円	6,291千円
未払社会保険料	1,845千円	1,208千円
未払事業税	2,281千円	277千円
その他	449千円	172千円
繰延税金資産小計	24,310千円	23,746千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,138千円	△172千円
評価性引当金額小計　（注）	△11,138千円	△172千円
繰延税金資産合計	13,172千円	23,574千円
繰延税金資産純額	13,172千円	23,574千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	―	△309千円
繰延税金負債合計	―	△309千円
繰延税金資産純額	13,172千円	23,265千円

（注）評価性引当金が10,965千円減少しております。この減少の主な内容は、退職給付引当金に係る評価性引当金が減少したことによるものであります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年３月20日）	当事業年度 （2026年３月20日）
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	34.2%
（調整）		
住民税均等割		1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.0%
中小法人軽減税率		△1.6%
評価性引当額の増減		△14.6%
過年度法人税等		△2.2%
その他		△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		16.9%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年３月21日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実行税率が34.2%から35.1%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

当社が使用している事務所等については、不動産賃貸契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃貸資産の使用期間が明確ではないため、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（賃貸等不動産関係）

当社は、札幌市において、賃貸用の不動産及び駐車場を有しております。前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,308千円（賃貸収益は売上高に計上）であります。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,308千円（賃貸収益は売上高に計上）であります。賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：千円）

		前事業年度 （自　2024年３月21日 至　2025年３月20日）	当事業年度 （自　2025年３月21日 至　2026年３月20日）
貸借対照表計上額	期首残高	15,539	15,539
	期中増減額	―	―
	期末残高	15,539	15,539
期末時価		23,092	23,092

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
２．時価の算定方法
期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標を用いて調整を行ったものを含む)であります。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年３月21日 至　2025年３月20日）	当事業年度 （自　2025年３月21日 至　2026年３月20日）
歯科材料	1,709,518	1,720,846
歯科器械	1,391,152	1,342,596
歯科用金属	904,698	1,125,330
予防関連他	267,381	254,036
修理その他	274,866	318,884
顧客との契約から生じる収益	4,547,618	4,761,693
その他の収益	1,308	1,308
外部顧客への売上高	4,548,927	4,763,002

（注）その他の収益は「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸料収入等であります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）５．重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	590,049	487,394
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	487,394	663,043
契約負債（期首残高）	6,598	2,354
契約負債（期末残高）	2,354	11,318

契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自　2024年３月21日　至　2025年３月20日）

当社の報告セグメントは歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年３月21日　至　2026年３月20日）

当社の報告セグメントは歯科器械・歯科材料等の卸売販売事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2024年３月21日　至　2025年３月20日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため記載はありません。

当事業年度（自　2025年３月21日　至　2026年３月20日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自　2024年３月21日　至　2025年３月20日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年３月21日　至　2026年３月20日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自　2024年３月21日　至　2025年３月20日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年３月21日　至　2026年３月20日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自　2024年３月21日　至　2025年３月20日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年３月21日　至　2026年３月20日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自　2024年３月21日　至　2025年３月20日)

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	山田哲哉	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接 27.04	―	当社商品仕入に対する債務被保証（注）	215,540	―	―

（注）商品仕入先である株式会社ジーシー及び株式会社モリタに対する買掛金に対して、代表取締役山田哲哉より債務保証を受けており、取引金額は前事業年度末の債務被保証残高を記載しております。なお、両社に対する仕入債務の個人保証については、解除の要請を行っております。

当事業年度(自　2025年３月21日　至　2026年３月20日)

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	山田哲哉	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接 27.56	―	当社商品仕入に対する債務被保証（注）	268,860	―	―

（注）商品仕入先である株式会社ジーシー及び株式会社モリタに対する買掛金に対して、代表取締役山田哲哉より債務保証を受けており、取引金額は当事業年度末の債務被保証残高を記載しております。なお、両社に対する仕入債務の個人保証については、解除の要請を行っております。

（１株当たり情報）

	前事業年度（2025年３月20日）	当事業年度（2026年３月20日）
１株当たり純資産額	158.67円	171.63円
１株当たり当期純利益	16.78円	13.21円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度（自　2024年３月21日　至　2025年３月20日）	当事業年度（自　2025年３月21日　至　2026年３月20日）
当期純利益(千円)	80,548	63,387
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益	80,548	63,387
普通株式の期中平均株式数(株)	4,800,000	4,800,000

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	その他有価証券	㈱ヨシダ	4,267	2,133
計			4,267	2,133

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	123,471	11,130	－	134,601	76,092	2,356	58,508
車両運搬具	5,972	－	－	5,972	3,608	2,345	2,363
工具、器具及び備品	41,619	619	3,789	38,448	36,336	3,103	2,112
土地	64,177	－	－	64,177	－	－	64,177
リース資産	9,000	－	－	9,000	6,750	1,800	2,250
有形固定資産計	244,240	11,749	3,789	252,200	122,787	9,605	129,412
無形固定資産							
ソフトウエア	22,141	78,298	－	100,439	27,260	5,319	73,178
ソフトウエア仮勘定	60,258	18,039	78,298	－	－	－	－
無形固定資産計	82,399	96,337	78,298	100,439	27,260	5,319	73,178
長期前払費用	1,087	－	231	856	600	20	256

（注）１．当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	本店	空調設備	1,330千円
建物	商品センター	空調設備	9,800千円
ソフトウェア	本店	販売管理システム	78,298千円
ソフトウェア仮勘定	本店	販売管理システム	18,039千円

（注）２．当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	本店	販売管理システム	78,298千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	平均利率 （%）	返済期限
１年以内に返済予定のリース債務	1,980	1,980	―	―
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	2,475	495	―	2027年６月
合計	4,455	2,475	―	―

（注）１．リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

２．リース債務（１年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照日以降５年以内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）
リース債務	495	―	―	―

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
貸倒引当金 （流動）	561	―	―	429	132
賞与引当金	19,003	18,386	19,003	―	18,386

（注）貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

（２）　【主な資産及び負債の内容】

１ 流動資産

イ．　現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	337
預金	
普通預金	128,599
定期預金	200,138
計	328,737
合　　計	329,075

ロ．　売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
齋藤ファミリー歯科	37,279
わたなべ歯科	21,091
大麻駅前歯科	19,518
リコーリース株式会社	17,007
あかつき総合歯科	16,473
その他	551,672
合計	663,043

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
487,394	5,269,951	5,094,302	663,043	88.5	39.84

ハ，　商品

区分	金額(千円)
歯科器械・歯科材料等	179,026
合計	179,026

ニ.　貯蔵品

区分	金額(千円)
梱包資材	964
その他	35
合計	999

②　流動負債

イ.　買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ジーシー	244,452
株式会社ヨシダ	96,493
株式会社モリタ	24,407
株式会社アクシオン・ジャパン	22,733
デンツプライシロナ株式会社	21,948
その他	136,003
合計	546,038

（３）【その他】

該当事項はありません。

第７　【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８　【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年３月21日から翌年３月20日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３か月以内
基準日	毎年３月20日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年３月20日、毎年９月20日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	― ― ― ― ― ―
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アールジャパン 東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アールジャパン ― 無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。 公告掲載ＵＲＬ　https://hokusan-kk.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部　【特別情報】

第１　【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部　【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年６月17日

北海道歯科産業株式会社
取締役会　御中

監査法人ハイビスカス
北海道札幌市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　篠原理人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　首藤明久

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北海道歯科産業株式会社の2025年３月21日から2026年３月20日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道歯科産業株式会社の2026年３月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上